

多摩市告示第 号

## 令和 5 年度労務報酬下限額等

平成 4 年多摩市告示第 5 0 1 号で規定したもののうち、多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等に適用する労務報酬下限額について、以下のとおり改定する。

令和 5 年 月 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額

(改定前)

〔単位：円（1 時間あたり）〕

適用する業務	業務内容	労務報酬 下限額
多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等 【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1,109
	学校給食配膳業務委託	1,109
	上記以外の業務・指定管理協定	1,109

(改定後)

〔単位：円（1 時間あたり）〕

適用する業務	業務内容	契約締結日	労務報酬 下限額
多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等 【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日の間	1,109
		令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日の間	1,113
	学校給食配膳業務委託	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日の間	1,109
		令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日の間	1,113
	上記以外の業務・指定管理協定	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日の間	1,109
		令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日の間	1,113